

## 岡山県立倉敷中央高等学校福祉科学則

- 1 設置目的  
急速な高齢化の進行に伴う社会の変化に対応し、高齢者福祉への関心と理解を培い、家族や地域の福祉を支える人材の育成を図る。介護福祉士や介護職員初任者の養成により、地域福祉を活性化させ、福祉社会に貢献することを目的とする。
- 2 名称、位置、課程、学科、定員及び学級数  
岡山県立学校の管理運営に関する規則（平成13年岡山県教育委員会規則第2号）第2条による。  
学級数は1学年1学級とする。
- 3 修業年限  
岡山県立学校の管理運営に関する規則第14条による。
- 4 養成課程及び履修方法  
岡山県立学校の管理運営に関する規則第5条による。  
教育課程においては、社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第5に定める科目をすべて履修することとする。  
履修方法は、講義、演習、実習又はこれらの併用による。
- 5 学年、学期及び授業を行わない日  
岡山県立学校の管理運営に関する規則第15条、第16条、第18条及び第19条による。
- 6 入学時期  
岡山県立学校の管理運営に関する規則第22条による。
- 7 入学資格  
岡山県立学校の管理運営に関する規則第20条による。
- 8 入学者の選考  
岡山県立学校の管理運営に関する規則第21条による。
- 9 入学手続  
岡山県立学校の管理運営に関する規則第23条による。
- 10 退学、休学、復学、卒業  
岡山県立学校の管理運営に関する規則第35条、第36条、第40条及び第41条による。
- 11 成績考査  
岡山県立学校の管理運営に関する規則第37条、第38条及び第39条によることとし、各科目の出席時間数が社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定める時間数の3分の2（介護実習については5分の4、医療的ケアについては全て）に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこととする。  
追考査は、本人及び保護者が願い出て、学年会議、教科会議の同意が得られれば4科目を上限とし受験することができる。
- 12 入学検定料、入学料、授業料及び実習費等  
岡山県立学校入学選抜手数料、入学金及び各種証明手数料徴収条例（昭和24年岡山県条例第62号）及び岡山県立高等学校授業料徴収条例（昭和24年岡山県条例第23号）による。
- 13 教職員の組織  
岡山県立学校の管理運営に関する規則第51条、第52条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条、第64条及び第65条による。
- 14 賞罰  
岡山県立学校の管理運営に関する規則第47条及び48条による。
- 15 その他  
この学則に定めるもののほか、学校運営に関し必要事項は、岡山県立学校の管理運営に関する規則による。

## 附則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。  
平成22年4月1日 一部改正  
平成26年4月1日 一部改正